

JWEBOFFICE ワンプッシュ認証利用規定は、JWEBOFFICE および JWEBOFFICE 外為版（以下「本サービス」といいます。）をご契約のお客様（以下「お客様」といいます。）がワンプッシュ認証を利用する場合の取扱いを明記したものです。ワンプッシュ認証を利用する場合は下記条項のほか、**常陽 JWEBOFFICE 利用規定**および**常陽 JWEBOFFICE 外為版利用規定**に準じます。

## 第1条 ワンプッシュ認証の定義

- 1 ワンプッシュ認証は、当行が指定するスマートフォン専用アプリ（以下「専用アプリ」といいます。）を使って、専用アプリの認証画面から「承認（レ）」ボタンを1回プッシュしていただくことにより、お客様ご本人の操作であることを認証する機能です。
- 2 ワンプッシュ認証は、本サービスの取引画面にお客様がログインするとき、および、各種届出や取引を承認するときのお客様ご本人の確認に使用します。
- 3 ワンプッシュ認証は、専用アプリをインストールしたスマートフォン（以下「専用アプリ格納スマホ」といいます。）で、かつワンプッシュ認証の利用開始登録を行った場合に利用できるものとし、利用できる専用アプリ格納スマホは本サービスの利用者お一人につき1台とします。

## 第2条 ワンプッシュ認証の利用手数料

本サービスにおけるワンプッシュ認証の利用手数料は無料とします。なお、当行がワンプッシュ認証の利用手数料を改定する場合はお客様に事前に通知します。

## 第3条 ワンプッシュ認証の利用者

ワンプッシュ認証の利用者（以下「ワンプッシュ認証利用者」といいます。）は、お客様が本サービスの「サービス管理責任者」または「利用者」としてお届けいただいた利用者のうち、第4条第1項に定める方法により専用アプリをスマートフォンにインストールしたうえで当行に対してワンプッシュ認証利用開始の登録を行い、かつ、この登録について当行が承諾した利用者となります。

## 第4条 ワンプッシュ認証の利用開始

- 1 ワンプッシュ認証利用開始の登録は、本機能を利用するスマートフォンに専用アプリをインストールし、当行ホームページ上のワンプッシュ認証利用開始登録画面に、「契約者番号」、「利用者 ID」、「ログインパスワード」（以下総称して「基本パスワード情報」といいます。）を入力してログインしたうえで、当行所定の登録画面へ専用アプリに表示される「クレデンシャル ID」（以下「トーク

ンID」といいます。) および、専用アプリで連続して生成する2つの異なる「ワンタイムパスワード」(以下「OTP」といいます。)を入力することにより行います。

- 2 お客様が入力したトークンIDおよびOTPが、当行が保有しているトークンIDおよびOTPと各々一致した場合には、当行は当該利用開始登録を正当なお客様からの申込とみなして受け付け、これによりワンプッシュ認証の利用が可能となります。
- 3 当行は、お客様が入力したトークンIDおよびOTPが、当行が保有している各情報と一致して利用開始の登録を受け付けたうへは、トークンIDおよびOTPにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該申込を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第5条 ワンプッシュ認証の利用

- 1 第4条第2項のワンプッシュ認証の利用開始登録の完了後は、本サービスの取引画面にログインする際に、基本パスワード情報に加えてワンプッシュ認証による本人認証を行います。また、各種届出や取引を承認する際に、取引実行パスワードに加えてワンプッシュ認証による追加認証を行います。
- 2 本サービスの取引画面にログインする際、または、各種届出や取引を承認する際に、お客様は基本パスワード情報を当行所定の画面へ正確に入力して当行に伝達していただき、続いて専用アプリ格納スマホに表示される認証画面の「承認(レ)」ボタンを1回プッシュしてください。当行に伝達された基本パスワード情報および専用アプリ格納スマホに表示される認証画面の「承認(レ)」ボタンを1回プッシュしたことによる通知(以下「ワンプッシュ通知」といいます。)を確認して、当行が保有するお客様の基本パスワード情報およびワンプッシュ通知の発信元である専用アプリのトークンIDが各々一致した場合、また、各種届出や取引の承認時に入力する取引実行パスワード情報およびワンプッシュ通知を確認して、当行が保有するお客様の取引実行パスワード情報およびワンプッシュ通知の発信元である専用アプリのトークンIDが各々一致した場合には、当行はお客様からのログイン依頼または各種届出や取引依頼とみなして取り扱います。なお、当行は当行が保有する各情報と一致してログインおよび各種届出や取引依頼を受け付けたうへは、基本パスワード情報およびトークンID、取引実行パスワード情報およびトークンIDにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該ログインおよび各種届出や取引依頼を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。
- 3 ワンプッシュ認証について以下に該当する場合、当行はワンプッシュ認証による認証処理を行わず、ログインおよび各種届出や取引依頼を停止します。
  - (1) 専用アプリ格納スマホに表示される認証画面の「拒否(×)」ボタンを1回プッシュしたことによるワンプッシュ通知を受信した場合
  - (2) 専用アプリ格納スマホで当行所定の時間内にプッシュ操作を行わなかった場合

- (3) 専用アプリ格納スマホの故障や通信障害等により当行がプッシュ通知を受信できなかった場合
- (4) 当行が保有するトークン I D と異なるトークン I D の専用アプリからワンプッシュ通知を受けた場合

4 ワンプッシュ認証システムの障害等によりワンプッシュ認証が利用できない場合は、ワンプッシュ認証の利用を一時中断することがあります。この場合は、当行ホームページでお知らせします。

## 第6条 ワンプッシュ認証の一時停止・再開

- 1 当行およびお客様の一方の都合で、通知により、専用アプリ格納スマホを変更しないままワンプッシュ認証を一時停止または再開することができます。
- 2 当行の都合によりワンプッシュ認証を一時停止または再開する場合は、当行所定の方法により一時停止または再開を通知します。
- 3 お客様がワンプッシュ認証の一時停止を希望する場合は、「**常陽**JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」および「**常陽**JWEBOFFICE【外為版】パスワードに関する諸届」（以下上記2つの諸届を総称して「パスワードに関する諸届」といいます。）に従い、利用を一時停止するワンプッシュ認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該ワンプッシュ認証利用者の一時停止措置を講じます。なお、ワンプッシュ認証の利用を一時的に停止した状態で JWEBOFFICE を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。
- 4 お客様がワンプッシュ認証の一時停止を解除して利用再開を希望する場合も、パスワードに関する諸届に従い、一時停止を解除するワンプッシュ認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出に対し、当行は当該ワンプッシュ認証利用者によるワンプッシュ認証の一時停止解除措置を講じます。

## 第7条 ワンプッシュ認証の利用解除

- 1 当行およびお客様の一方の都合で、通知によりワンプッシュ認証の利用を解除することができます。
- 2 当行の都合によりワンプッシュ認証の利用を解除する場合は、当行ホームページへの記載等、当行所定の方法により解除を通知します。
- 3 お客様がワンプッシュ認証の利用解除を希望する場合には、パスワードに関する諸届に従い利用解除するワンプッシュ認証利用者を指定のうえ、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除措置を講じ、専用アプリ格納スマホの登録を無効にします。また、ワンプッシュ認証の利用を解除した状態で JWEBOFFICE を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。

なお、「**常陽**JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」による届出に代わり、JWEBOFFICE 外為版を除くサービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届出の手続きを行うことで当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除ができます。

- 4 故障等より専用アプリ格納スマホを変更する場合には、ワンプッシュ認証の利用解除が必要になります。この場合、前項に従い、お客様ご本人から当行に届け出てください。この届出により、当行は当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除措置を講じ、専用アプリ格納スマホの登録を無効にします。また、ワンプッシュ認証の利用を解除した状態で JWEBOFFICE を利用できるのは、当行が指定する日までとなります。

なお、「**常陽**JWEBOFFICE パスワードに関する諸届」による届け出に代わり、JWEBOFFICE 外為版を除くサービス管理責任者が当行ホームページ所定の画面から届け出の手続きを行うことで当該ワンプッシュ認証利用者のワンプッシュ認証の利用解除ができます。

スマートフォンを変更の後には、ワンプッシュ認証利用者は再度第4条第1項に定めるワンプッシュ認証の利用開始登録を行ってください。

- 5 ワンプッシュ認証利用者を変更する場合には、ワンプッシュ認証の利用解除が必要になります。変更前のワンプッシュ認証利用者がサービス管理責任者である場合は、当行ホームページの所定の画面から変更申込および所定画面で印刷した確認書の提出または本サービスの利用申込書によりサービス管理責任者の変更を当行へ届け出てください。この届出により、当行はワンプッシュ認証の利用解除措置を講じます。また、変更前のワンプッシュ認証利用者がサービス管理責任者以外の利用者である場合は、サービス管理責任者がインターネットの所定画面から当該利用者の削除を行ってください。変更後のワンプッシュ認証利用者は第4条第1項に定めるワンプッシュ認証の利用開始の登録を行ってください。
- 6 本サービスの契約が解約された場合は、自動的にワンプッシュ認証の利用も解除されます。

## 第8条 免責事項

- 1 専用アプリ格納スマホおよび専用アプリは、ワンプッシュ認証利用者ご自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。専用アプリ格納スマホおよび専用アプリの管理に関してお客様の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- 2 専用アプリの不具合または専用アプリ格納スマホの故障等の事由でワンプッシュ認証が利用できなかったことにより、お取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- 3 専用アプリ格納スマホまたは専用アプリを紛失したとき、専用アプリ格納スマホまたは専用アプリが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたとき、若しくは他人に使用されたこ

とを認知したときは、直ちに電話等で当行に届け出てください。この届出に対し、当行は、本サービスおよびワンプッシュ認証の利用停止の設定をします。この利用停止の設定以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 4 次の各号の事由によりワンプッシュ認証の取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
  - (2) 当行またはセンターシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき。
  - (3) 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。

## 第9条 規定の変更

- 1 当行が本規定の内容を変更する場合には、変更内容を当行ホームページへの記載等、当行の定める方法によりお客様に告知することにより変更の効力が生じるものとします。
- 2 変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととし、この変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

以上